

令和2年12月16日

全国フェミニスト議員連盟 御中

草津町議会 議長 黒岩 卓

### 貴団体からの抗議文書に対する当議会の見解

草津町議会においては、新井祥子前議員のリコール成立により、確かに女性議員が不在という状況になっています。しかしながら、男性議員が女性議員の政治参加を妨害しているような事実はありません。

政治参加への意志は基本的に当事者に個別に委ねられるべきものであり、草津町の意味決定に参加したいと思われる方には、女性・男性を問わず立候補をして頂きたいと考えております。

新井祥子前議員については、貴文書においては「性被害を告発したこと自体を否定する」人権侵害とのご見解ですが、電子書籍出版後の議会において、告発内容の矛盾点が指摘されても、同氏は議会での説明責任を果たさず、「裁判で証拠を示す」との弁解に終始しました。新井氏が中澤康治議員とともに、この“性被害”なるものを理由として町長に対する不信任決議案を提出し、その賛成討論にて「電子書籍で告白した内容はすべて事実です」と述べている以上、議場においてその真実性についての説明責任を果たすべきであったと考えます。

特に本年12月1日の定例議会において指摘のあった、

- ① 新井議員が「町長が証拠隠滅のために町長室の模様替えをした」と語ったものの、本人のイラスト以外に、模様替えを裏付ける写真や目撃者等が一切出ていない件
- ② 新井氏が公開した町長との面談時の“秘密録音”の内容は、電子書籍においては平成27年1月8日に、町長との面談時（新井氏の言う、町長による性加害があった直前ならびに最中）に語られたと記述されている件（これが事実であれば、性行為に直結する音声記録されているのが自然であり、それを公表すれば、町長による性行為の事実が証明できるはずであること）

については、新井氏の告白が事実であることを前提として今回の抗議文を提出された貴会のご見解を、是非お示し頂きたく存じます。

令和元年12月に当議会が行った新井前議員への除名懲罰が群馬県の自治紛争処理委員の答申に基づく県知事の判断によって取り消されたことは、当議会としては真摯に受け止めております。ただその後のリコールに関しては、地方自治法に基づき（選挙管理委員や町

職員は請求代表者・署名の受任者にはなれませんが、議員が請求代表者になることは違法ではありません)、多くの町民の声を反映させるために合法的に実施したものです。

リコールの請求・署名収集の活動は、事務手続き等においても多大な労力を要することであり、議員として状況を傍観することは許されないという観点から、議員と一般の方々、あわせて19名の連名にて請求代表者となることで、その責任を負おうと考えたものであり、議員による圧力との指摘はあたらないと考えます。実際、署名運動においては、200名を超える一般町民の方々に受任者になって頂き、わずか10日で町民の半数を超す署名が集まりました。

なおリコールの署名収集、ならびに住民投票においては、町のホームページや各公共施設、さらには投票所の記入台において、請求代表者からの「請求の要旨」と新井氏による「弁明の要旨」が並べて掲示されていました。「請求の要旨」においては、

- ・電子書籍における新井氏の町長との性的関係に関する告白と、その件について黒岩信忠町長がすぐに内容を虚偽であるとした訴訟を提起したこと
- ・同書籍において新井氏が「この町では女性は“モノ扱い”です」などと、草津で働く多くの女性を貶める記述をしたこと
- ・議会で発言の矛盾点を指摘されても、説明責任を果たす姿勢がみられないこと
- ・届出のあった住居について、賃貸借契約や家賃の支払いに疑義があること

等の問題点を指摘しましたが、新井氏の答弁書においては、それらの疑問点に答えることなく、まったく的外れな弁明に終始し、さらに「卑しい言い掛かりや嘘を言っているのは、町長や解職請求を行った議員の方々です」との、根拠のない中傷が重ねられました。新井氏が、町民からの疑問点に正面から答える誠意を最後まで示さなかったことは、非常に残念であると言わざるを得ません。

最後に貴文書においては、女性議員に対する男性議員の性差別について言及されていますが、草津町議会は、新井氏が女性であることを理由とした排除を行っていないことを断言いたします。新井氏が自身の『嘘』の積み重ねによって町民の信頼を得ることができず、リコールによる解職という結果となったことは、草津町にとって決して望ましいことではありませんが、その責任はひとえに新井祥子氏自身の政治姿勢に由来するものであり、町や町議会に求めるべきものではないと考えます。「民主主義を蔑ろにする」との言葉は、リコールに賛成してくださった町民の尊厳を、まさに「蔑ろにする」ものではないでしょうか。

リコールという民主的手段によって町民各位により示された「新井祥子議員の解職」という意思決定を重く受け止め、草津町議会は町民とともに歩みを重ねていく所存です。

以上